

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による
健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

I 改正の趣旨

労働保険の適用事務に係る事業主の事務負担の軽減及び利便性の向上のため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿法」という。）に定める一部の申告書の提出について、事業主が一定の要件に該当する場合に電子情報処理組織を使用して行うものとするため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 39 号）の一部を改正する。

II 改正の内容

徴収法における労働保険概算申告書、増加概算申告書及び確定保険料申告書並びに石綿法における一般拠出金申告書について、次に掲げる法人である事業主は、電子情報処理組織を使用して提出を行うものとする。

- ① 事業年度開始の時ににおける資本金の額、出資金の額又は銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成 13 年法律第 131 号）第 41 条第 1 項及び第 3 項の規定により納付された同条第 1 項の当初拠出金の額及び同条第 3 項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人
- ② 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する相互会社
- ③ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 12 項に規定する投資法人
- ④ 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社

III 根拠条文

徴収法第 45 条の 2 及び石綿法第 86 条

IV 公布日

平成 31 年 1 月（予定）

V 施行期日

平成 32 年 4 月 1 日

VI 経過措置

平成 32 年 4 月 1 日以降開始される事業年度について順次適用とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する一部の申告書の提出方法の変更について(案)

政府全体で行政コスト(行政手続きに要する事業者の作業時間)を削減する取組を進めている中において、労働保険等関係手続の電子申請の利用の促進を図っているところ。

より一層電子申請の利用促進を図るために、労働保険等に関する一部の主要な手続について、特定の法人が行う場合には、電子申請によることを義務づけるもの。

〈改正の概要〉

①義務化する対象手続

- ・概算保険料申告書(徴収法第15条)
- ・増加概算保険料申告書(徴収法第16条)
- ・確定保険料申告書(徴収法第19条)
- ・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書(石綿法第38条)

②特定の法人

- ・資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社
- ・投資法人
- ・特定目的会社

※社労士及び社労士法人が特定法人に代わって手続きを行う場合を含む。

※やむを得ない理由がある場合は次回以降の電子申請を促しつつ、紙での申請を受け付ける。

施行時期:平成32年4月1日

経過措置:平成32年4月1日以降開始される事業年度について順次適用

(参考) 電子申請の促進に向けたこれまでの議論

ゴール：日本を「世界で一番企業が活動しやすい国」へ

日本再興戦略2016（平成28年6月20日閣議決定）

- 「GDP600兆円経済」の実現に向けた**事業者の生産性向上**を徹底的に後押し
- 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を**一体的に**進める新たな規制・制度改革手法の導入

【目標】

- ・ 行政手続簡素化の3原則を踏まえ、行政手続コストを**2020年までに20%削減**
* **行政手続コスト = 事業者の作業時間**
 - 行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～
(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)
- ・ 税・社会保険関係事務のIT化、ワンストップ
 - 規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）
- ・ 税・社会保険関係の主要手続について、大法人の事業所が行う場合は電子申請を義務化
 - 厚生労働省『行政手続コスト』削減のための基本計画（平成30年6月策定）